

技 第 3 5 0 号
令和6年 9月13日

島根県建設産業団体連合会長 様

島 根 県
土木部 技術管理課長
土木部 港湾空港課長
農林水産部 水産課長
(公 印 省 略)

島根県週休2日工事の試行要領の改定について（送付）

標記について、別添のとおり通知しておりますので、お知らせします。

問い合わせ先

土木部技術管理課
土木設計基準係
農林設計基準係
土木部港湾空港課
港湾建設係
農林水産部水産課
整備係

電話：0852-22-5941／5390

電話：0852-22-5942／5653

電話：0852-22-6488／5202

電話：0852-22-5319



技 第 3 5 0 号
令 和 6 年 9 月 1 3 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

土木部 技術管理課長
土木部 港湾空港課長
農林水産部 水産課長

島根県週休2日工事の試行要領の一部改定について（通知）

島根県週休2日工事の試行については、令和6年4月23日付け水第92号「島根県週休2日工事の試行要領の改定について」により行っているところですが、下記のとおり改定することとしますので、関係職員に周知願います。

なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

記

1. 改定対象

	島根県週休2日工事試行要領	特記仕様書	実施フロー	Q&A	休日取得表 休日取得状況表	実施希望 報告様式 (様式1)	履行証明書 (様式2)
土木部編	○	○	—	○	○	—	○
農林水産部編	○	○		○	—	—	○
港湾・漁港漁場工事編	○	○		○	—	—	○

○：改定あり —：改定なし

2. 改定内容

- ・月単位の週休2日の導入（土木部編のみ）及び補正係数の改定
 - ・4週6休以上、4週7休以上の補正係数の廃止
 - ・土木部編の対象に森林整備課所管工事を追加（農林水産部編から削除）等
- ※別添「新旧対照表」参照

3. 適用年月日

令和6年10月1日以降に起案する工事、道路及び河川維持管理業務等

問い合わせ先

土木部技術管理課
土木設計基準係
農林設計基準係
土木部港湾空港課
港湾建設係
農林水産部水産課
整備係

電話：0852-22-5941/5390

電話：0852-22-5942/5653

電話：0852-22-6488/5202

電話：0852-22-5319

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新	旧
<p>第1条 <略> (定義)</p> <p>第2条 「週休2日工事」における「<u>月単位の週休2日</u>」とは、対象期間において、<u>全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態</u>（以下、<u>現場閉所月単位4週8休以上</u>）をいう。</p> <p><u>2 「週休2日工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態</u>（以下、<u>現場閉所通期4週8休以上</u>）をいう。</p> <p><u>3 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</u>なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事については、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。</p> <p><u>4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。</u>なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業（<u>削除</u>）を行う場合は現場閉所とはならない。</p> <p>(対象工事) 第3条 島根県土木部（建築住宅課及び港湾空港課の港湾事業を除く）が所管する<u>全ての工事を対象とする。ただし、主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が4週8休以上を確保している業務は除く。</u></p> <p><u>2 農林水産部森林整備課が所管する全ての工事。ただし、森林整備工事は除く。</u></p> <p>(発注方式) 第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。</p> <p>2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して「<u>月単位の週休2日</u>」の確保に取り組むことを指定する発注方式である。</p> <p>3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、「月単位の週休2日」の確保に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。</p> <p>(1) 災害復旧工事 (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 例1) 緊急的、時間的制約があるもの 例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事</p>	<p>第1条 <略> (定義)</p> <p>第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、<u>週休2日相当の現場閉所</u>（以下、<u>現場閉所4週8休以上</u>）を行うことをいう。</p> <p>(追記)</p> <p><u>2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</u>なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事については、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。</p> <p><u>3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。</u>なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業<u>のみ</u>を行う場合は現場閉所とはならない。</p> <p>(対象工事) 第3条 島根県土木部（建築住宅課及び港湾空港課の港湾事業を除く）が所管する<u>工事のうち、以下の工事除いた全ての工事を対象とする。</u> <u>(1) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事</u> <u>(2) 主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が4週8休以上を確保している業務</u></p> <p>(追記)</p> <p>(発注方式) 第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。</p> <p>2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して<u>週休2日</u>の確保に取り組むことを指定する発注方式である。</p> <p>3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。</p> <p>(1) 災害復旧工事 (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 例1) 緊急的、時間的制約があるもの 例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新	旧
<p>(3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。 「週休2日交替制工事」における「<u>月単位の週休2日</u>」とは、対象期間において、<u>全ての月で</u>技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制<u>月単位</u>4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。 <u>「週休2日交替制工事」における「通期の週休2日」</u>とは、<u>対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制通期4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。</u> 「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。</p> <p>（実施方法） 第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。 2 受注者は、「発注者指定型」においては、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。 4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>5</u> その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>（工事費の積算及び設計変更） 第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所<u>月単位</u>4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。 <u>なお、現場閉所月単位4週8休以上が確保できなかった場合は、現場閉所通期4週8休以上の補正係수에設計変更するものとし、通期の週休2日が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</u></p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。</p>	<p>(3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。 「週休2日交替制工事」における「週休2日」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。 「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。</p> <p>（実施方法） 第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。 2 受注者は、「発注者指定型」においては、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。 4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p><u>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</u></p> <p><u>6</u> その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>（工事費の積算及び設計変更） 第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新

3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

（履行証明書）
第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、通期4週8休以上の現場閉所または休日確保でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

第9条 <略>

附則
（施行期日）
この要領は、令和5年8月1日から施行する。
（施行期日）
この要領は、令和6年2月22日から施行する。
（施行期日）
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
（施行期日）
この要領は、令和6年10月1日から施行する。

（適用）
この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。

別紙1

（1）現場の閉所または休日状況
①月単位4週8休以上
対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%（8日/28日）以上の場合。ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす
②通期4週8休以上
現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%（8日/28日）以上の場合

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数※2の割合の平均値をいう。
※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、

（2）補正係数
1）週休2日工事

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
①現場閉所月単位 4週8休以上	1.04	1.02	1.03	1.05
②現場閉所通期 4週8休以上	1.02	1.02	1.02	1.03

（削除）
・空港灯火工事は労務費のみを補正の対象とする。
・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

旧

3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

（履行証明書）
第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週6休以上の現場閉所または休日確保でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

第9条 <略>

附則
（施行期日）
この要領は、令和5年8月1日から施行する。
（施行期日）
この要領は、令和6年2月22日から施行する。
（施行期日）
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（適用）
この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。

別紙1

（1）現場の閉所または休日状況
①4週8休以上
現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%（8日/28日）以上の場合
②4週7休以上4週8休未満
現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が25.0%（7日/28日）以上の場合
③4週6休以上4週7休未満
現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が21.4%（6日/28日）以上の場合

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数※2の割合の平均値をいう。
※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、

（2）補正係数
1）週休2日工事

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
①現場閉所 4週8休以上	1.05 (1.05)	1.04 (1.04)	1.04 (1.03)	1.06 (1.04)
②現場閉所 4週7休以上 4週8休未満	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.03 (1.02)	1.04 (1.03)
③現場閉所 4週6休以上 4週7休未満	1.01 (1.01)	1.01 (1.01)	1.02 (1.01)	1.03 (1.01)

・下段 () 書きの数値は、空港土木工事に適用する。
・空港灯火工事は労務費のみを補正の対象とする。
・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新

旧

2) 週休2日交替制工事

	労務費	現場管理費率
①交替制月単位 4週8休以上	1.04	1.03
②交替制通期 4週8休以上	1.02	1.01

・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
 ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

2) 週休2日交替制工事

	労務費	現場管理費率
①交替制 4週8休以上	1.05	1.03
②交替制 4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.02
③交替制 4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01

(追記)
 ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

別表1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場期所		交替制	
		過期	月単位	過期	月単位
鉄筋工（太径鉄筋含む）		1.02	1.04	1.02	1.04
鉄筋工（ガス圧接工）		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）	設置	1.01	1.02	1.01	1.02
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
木材チップ養生基材吹付工		1.01	1.02	1.01	1.02
	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
公働植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
新築地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
	取付管取付及び工事取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

※「木材チップ現地破砕工」、「大型ブロック工」については、「建設工事積算基準第15編（単価）」による。

別表1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
		鉄筋工（太径鉄筋含む）		1.01
鉄筋工（ガス圧接工）		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
木材チップ養生基材吹付工		1.00	1.01	1.02
	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.00	1.02	1.04
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
公働植栽工		1.01	1.03	1.05
新築地盤処理工		1.00	1.01	1.02
橋梁防水工		1.00	1.01	1.02
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管取付及び工事取付工	1.00	1.01	1.02

※「木材チップ現地破砕工」、「大型ブロック工」については、「建設工事積算基準第15編（単価）」による。

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新

旧

別表2

別表2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		過期	月単位	過期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とリコわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式掘手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
アンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用積生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

※「ペイント式(手動)」については、「建設工事積算基準第15編(単価)」による。

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
構造物とリコわし工	機械	1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
排水構造物工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械式掘手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02
アンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
侵食防止用積生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04

※「ペイント式(手動)」については、「建設工事積算基準第15編(単価)」による。

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

新	旧
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 「週休2日工事」における「<u>月単位の週休2日</u>」とは、対象期間において、<u>全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位4週8休以上）</u>をいう。</p> <p>(2) 「<u>週休2日工事</u>」における「<u>通期の週休2日</u>」とは、<u>対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）</u>をいう。</p> <p>(3) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事にあつては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。</p> <p>(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。 なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型においては、契約後、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。</p> <p>(3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 <u>（削除）</u></p> <p>3 実施報告 <略></p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に<u>現場閉所月単位4週8休以上の補正係数</u>を乗じた予定価格で発注するものとする。 <u>なお、現場閉所月単位4週8休以上が確保できなかった場合は、現場閉所通期4週8休以上の補正係数に設計変更するものとし、通期の週休2日が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</u> 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事試行要領（土木部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、<u>週休2日相当の現場閉所（以下、現場閉所4週8休以上）</u>をすることをいう。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事にあつては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。</p> <p>(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。 なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型においては、契約後、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。</p> <p>(3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p><u>（4）発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</u></p> <p>3 実施報告 <略></p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事試行要領（土木部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p>

新旧対照表 現場閉所による週休2日工事の試行についてのQ&A (土木部編)

Q		新		旧	
		受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型
① 対象 工事 の 選 定	4 当初、発注者が現場施工が短いと判断し、対象外としていた工事について、7日以上となることが判明した場合、対象に入れることは可能か。	(削除)	(削除)	要領記載のとおり、可能です。	—
	1 施工に必要な実日数が1日のような工事でも、対象となるか。	対象となります。	左と同じ。	(新設)	(新設)
② 実 施 方 法	4 週休2日工事の対象とした場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。	当初積算では週休2日の補正を行いません。設計変更時に現場閉所状況に応じて補正を行ってください。	当初から月単位の補正を見込みます。	当初積算では週休2日の補正を行いません。設計変更時に現場閉所状況に応じて補正を行ってください。	当初から見込みます。
	7 週休2日工事を希望した場合、4週8休を実施しなければならないのか。	まずは月単位4週8休以上を目指して、現場運営してください。その結果、通期の4週8休以上となった場合は、通期の週休補正を行い、設計変更します。	—	週休2日とは4週8休以上を定義していますので、まずは4週8休以上を目指して、現場運営してください。その結果、4週6休または4週7休になった場合は、各々の閉所率に応じて週休補正を行い、設計変更します。	—
	8 工期の前半は現場が稼働せず、残り1～2か月の時点で本格的に動き出し、日曜日のみ休むような工事についても、工期全体の現場閉所率を算出し、補正を行うのか。	(削除)	(削除)	行います。	左と同じ。

新旧対照表 現場閉所による週休2日工事の試行についてのQ&A (土木部編)

Q		新		旧		
		受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	
② 実施 方法	9	月単位の確認において、例えば10月21日が工事着手日の場合、10月31日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか？それとも11月21日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか？	10月21日から工事着手した場合、10月31日までをひと月として週休2日の達成を確認します。その際達成の確認方法は、その期間の28.5%で確認するか、もしくはその期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。 なお、この考え方については、工期末の場合も同様で	左と同じ。	(新設)	(新設)
	10	工事着手日が月末で、その月の対象期間内に土日がない場合、現場閉所しなくてもその月は達成となるか。	その月対象期間内に土日がない場合は、現場閉所を行わなくても、その月は4週8休以上の現場閉所を行ったと認められます。	左と同じ。	(新設)	(新設)
	11	月単位の確認でその月の土日の合計数休んでいるにも関わらず28.5%を達成できない月は未達成になるのか？(例えば31日の内8日休み→25.8%) それが対象期間を通して続く場合も未達成になるのか？	月単位での達成の確認方法は、その月で28.5%以上達成しているか確認する方法と、その月において土日の合計数以上休工としているか確認する方法のどちらかで確認してください。	左と同じ。	(新設)	(新設)
	12	月単位の週休2日は達成したが、通期の週休2日は達成できなかった場合、補正係数は通期。月単位どちらで補正するのか。	月単位の補正係数で補正します。	左と同じ。	(新設)	(新設)

新旧対照表 現場閉所による週休2日工事の試行についてのQ&A（土木部編）

Q		A		新		旧	
		受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型		
② 実施 方法	13	対象期間が数日で、対象期間内に土日がない場合は、現場閉所をしなくても達成となるのか。	月単位で達成となるため、月単位の補正係数で補正しません。	左と同じ。	(新設)	(新設)	
	20	工事全体を一時中止にする期間は対象期間に含まないとあるが、建設工事積算基準に記載の算定方法に基づき、一時中止の増加費用等を算出する場合については、週休2日工事の補正は行うのか。	建設工事積算基準の「工事における工期の延長に伴う増加費用の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役（R）には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用（α）に週休2日工事の補正は行いません。	左と同じ。	建設工事積算基準の「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役（R）には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用（α）に週休2日工事の補正は行いません。	左と同じ。	
④ 工事 費の 積算	33	見積で歩掛を設定している場合の補正方法は。	週休2日でない場合の見積仕様を示した上で見積を行っていて、歩掛内の労務費・機械経費（賃料）の区分が明確である場合は、要領記載の積算方法に基づく補正を行うことができます。	左と同じ。	4週6休未満の見積仕様を示した上で見積を行っていて、歩掛内の労務費・機械経費（賃料）の区分が明確である場合は、要領記載の積算方法に基づく補正を行うことができます。	左と同じ。	

新旧対照表 交替制による週休2日工事の試行についてのQ&A（土木部編（空港除く））

Q		A	
		新 受注者希望型	旧 受注者希望型
② 実施 方法	7	週休2日工事を希望した場合、4週8休を実施しなければならないのか。	まずは月単位4週8休以上を目指して、現場運営してください。その結果、通期の4週8休以上となった場合は、通期の週休補正を行い、設計変更します。
	8	工期の前半は現場が稼働せず、残り1～2か月の時点で本格的に動き出し、日曜日のみ休むような工事についても、工期全体の現場閉所率を算出し、補正を行うのか。	(削除)
	21	工事全体を一時中止にする期間は対象期間に含まないとあるが、建設工事積算基準に記載の算定方法に基づき、一時中止の増加費用等を算出する場合については、週休2日工事の補正は行うのか。	建設工事積算基準の「工事における工期の延長に伴う増加費用の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役（R）には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用（α）に週休2日工事の補正は行いません。

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）

新	旧
<p>第1条 <略></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 「週休2日工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）をいう。</p> <p>2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p> <p>3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 島根県農林水産部（水産課・森林整備課を除く）が所管する全ての工事を対象とする。</p> <p>(発注方式)</p> <p>第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。</p> <p>2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して通期の週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式である。</p> <p>3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、通期の週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。</p> <p>(1) 災害復旧工事 (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事</p> <p>例1) 緊急的、時間的制約があるもの 例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事</p> <p>(3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの</p> <p>また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。</p> <p>「週休2日交替制工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制通期4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。</p> <p>「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工</p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明2 受注者は、「発注者指定型」においては、<工期に関する特記仕様書>に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p>	<p>第1条 <略></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当の現場閉所（以下、現場閉所4週8休以上）を行うことをいう。</p> <p>2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p> <p>3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 島根県農林水産部（水産課を除く）が所管する全ての工事を対象とする。</p> <p>(発注方式)</p> <p>第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。</p> <p>2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式である。</p> <p>3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。</p> <p>(1) 災害復旧工事 (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事</p> <p>例1) 緊急的、時間的制約があるもの 例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事</p> <p>(3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの</p> <p>また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。</p> <p>「週休2日交替制工事」における「週休2日」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。</p> <p>「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工</p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明2 受注者は、「発注者指定型」においては、<工期に関する特記仕様書>に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）

新	旧
<p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 （削除）</p> <p>5 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>（工事費の積算及び設計変更）</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所通期4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所通期4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>（履行証明書）</p> <p>第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、通期4週8休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。</p> <p>第9条 <略></p> <p>附則</p> <p>（施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。</p> <p>（施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。</p> <p>（施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>（施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施工する。</p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。</p>	<p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができ。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ず</p> <p>6 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>第6条 <略></p> <p>（工事費の積算及び設計変更）</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>（履行証明書）</p> <p>第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週6休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。</p> <p>第9条 <略></p> <p>附則</p> <p>（施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。</p> <p>（施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。</p> <p>（施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>（追記）</p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。</p>

新

別紙 1

(1) 現場の閉所または休日状況
 ①通期 4週8休以上
 現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%（8日/28日）以上の場合
 (削除)
 (削除)

※1 以前告示の技能労働者の休日率は、休日数/従事日数※2の割合の平均値をいう。
 ※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

(2) 補正係数
 1) 週休2日工事

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
①現場閉所通期 4週8休以上	1.02 (1.02)	1.02 (1.02)	1.02 (1.02)	1.03 (1.05)

補正係数を乗じるものとする。
 ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。
 ・下段()書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）を適用する工種（ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管更正工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事（1）、その他土木工事（2）、フィルダム工事、コンクリートダム工事）

2) 週休2日交替制工事

	労務費	現場管理費率
①交替制通期 4週8休以上	1.02	1.01

・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す通期の補正係数を乗じるものとする。
 ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す通期の補正係数を乗じるものとする。

旧

別紙 1

(1) 現場の閉所または休日状況
 ① 4週8休以上
 現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%（8日/28日）以上の場合
 ② 4週7休以上4週8休未満
 現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が25.0%（7日/28日）以上の場合
 ③ 4週6休以上4週7休未満
 現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が21.4%（6日/28日）以上の場合
 ※1 以前告示の技能労働者の休日率は、休日数/従事日数※2の割合の平均値をいう。
 ※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

(2) 補正係数
 1) 週休2日工事

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
①現場閉所 4週8休以上	1.05 (1.05)	1.04 (1.04)	1.04 (1.04)	1.06 (1.09)
②現場閉所 4週7休以上 4週8休未満	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.04 (1.07)
③現場閉所 4週6休以上 4週7休未満	1.01 (1.01)	1.01 (1.01)	1.02 (1.02)	1.03 (1.05)

補正係数を乗じるものとする。
 ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。
 ・下段()書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）を適用する工種（ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管更正工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事（1）、その他土木工事（2）、フィルダム工事、コンクリートダム工事）

2) 週休2日交替制工事

	労務費	現場管理費率
①交替制 4週8休以上	1.05	1.03
②交替制 4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.02
③交替制 4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01

・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（農林水産部編）

新	旧
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 「週休2日工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）をいう。</p> <p>2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p> <p>3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型においては、契約後、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>3 実施報告 ＜略＞</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更</p> <p>発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に現場閉所通期4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所通期4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> <p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>5 履行証明書</p> <p>受注者は（2 実施方法）により週休2日に取り組み、通期4週8休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞ 《参考》 ＜略＞</p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当の現場閉所（以下、現場閉所4週8休以上）をすることをいう。</p> <p>2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p> <p>3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型においては、契約後、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>（4）発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</p> <p>3 実施報告 ＜略＞</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更</p> <p>発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> <p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>5 履行証明書</p> <p>受注者は（2 実施方法）により週休2日に取り組み、4週6休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞ 《参考》 ＜略＞</p>

新旧対照表 現場閉所による週休2日工事の試行についてのQ&A（農林水産部編）

Q		新		旧	
		受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型
① 対象工事の選定	4 当初、発注者が現場施工が短いと判断し、対象外としていた工事について、7日以上となることが判明した場合、対象に入れることは可能か。	(削除)	(削除)	要領記載のとおり、可能です。	—
	1 施工に必要な実日数が1日のような工事でも、対象となるか。	対象となります。	左と同じ。	(新設)	(新設)
② 実施方法	7 週休2日工事を希望した場合、4週8休を実施しなければならないのか。	(削除)	(削除)	週休2日とは4週8休以上を定義していますので、まずは4週8休以上を目指して、現場運営してください。その結果、4週6休または4週7休になった場合は、各々の閉所率に応じて週休補正を行い、設計変更します。	—
	8 工期の前半は現場が稼働せず、残り1～2か月の時点で本格的に動き出し、日曜日のみ休むような工事についても、工期全体の現場閉所率を算出し、補正を行うのか。	(削除)	(削除)	行います。	左と同じ。
	13 工事全体を一時中止にする期間は対象期間に含まないとあるが、建設工事積算基準に記載の算定方法に基づき、一時中止の増加費用等を算出する場合については、週休2日工事の補正は行うのか。	建設工事積算基準の「工事における工期の延長に伴う増加費用等の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役（R）には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用（α）に週休2日工事の補正は行いません。	左と同じ。	建設工事積算基準の「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役（R）には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用（α）に週休2日工事の補正は行いません。	左と同じ。

新旧対照表 現場閉所による週休2日工事の試行についてのQ&A（農林水産部編）

Q		新		旧	
		受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型
④	33	見積で歩掛を設定している場合の補正方法は。	週休2日でない場合の見積仕様を示した上で見積を行っていて、歩掛内の労務費・機械経費（賃料）の区分が明確である場合は、要領記載の積算方法に基づく補正を行うことができます。	左と同じ。	4週6休未満の見積仕様を示した上で見積を行っていて、歩掛内の労務費・機械経費（賃料）の区分が明確である場合は、要領記載の積算方法に基づく補正を行うことができます。

新旧対照表 交替制による週休2日工事の試行についてのQ&A（農林水産部編）

Q		A		
		新 受注者希望型	旧 受注者希望型	
② 実施 方法	7	週休2日工事を希望した場合、4週8休を実施しなければならないのか。	(削除)	週休2日とは4週8休以上を定義していますので、まずは4週8休以上を目指して、現場運営してください。その結果、4週6休または4週7休になった場合は、各々の閉所率に応じて週休補正を行い、設計変更します。
	8	工期の前半は現場が稼働せず、残り1～2か月の時点で本格的に動き出し、日曜日のみ休むような工事についても、工期全体の現場閉所率を算出し、補正を行うのか。	(削除)	行います。
	21	工事全体を一時中止にする期間は対象期間に含まないとあるが、建設工事積算基準に記載の算定方法に基づき、一時中止の増加費用等を算出する場合については、週休2日工事の補正は行うのか。	建設工事積算基準の「工事における工期の延長に伴う増加費用等の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役（R）には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用（α）に週休2日工事の補正は行いません。	建設工事積算基準の「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役（R）には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用（α）に週休2日工事の補正は行いません。

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>第1条 <略></p> <p>第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、<u>対象期間において、「4週8休以上」の工事のことをいう。</u>なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。</p> <p>2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p> <p>3 「現場閉所」とは、<u>巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。</u><u>ただし、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は「現場閉所」として扱う。</u><u>また現場閉所には、</u>降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日<u>についても含むもの「現場閉所」とする。</u>なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。</p> <p><u>また、</u>現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。</p> <p><u>4 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。</u></p> <p>第3条 島根県土木部港湾空港課・農林水産部水産課が所管する工事のうち空港土木工事を除く全ての工事を対象とする。<u>ただし、発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事は対象外とする。</u></p> <p>なお、港湾工事・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）及び海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「島根県週休2日工事試行要領（土木部編）」を適用するものとする。</p> <p>第4条 <略></p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」又は「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2～4 <略></p> <p><u>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができ、なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</u></p> <p><u>5</u> その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）」により行うものとする。</p>	<p>第1条 <略></p> <p>第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、<u>（追記）</u>「4週8休以上」の工事のことをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。</p> <p>2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p> <p>3 「現場閉所」とは、<u>巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</u><u>（追記）</u></p> <p><u>（追記）現場閉所には、</u>降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日<u>（追記）も含むものとする。</u>なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。</p> <p><u>また、</u>現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。</p> <p><u>4 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。</u></p> <p>第3条 島根県土木部港湾空港課・農林水産部水産課が所管する工事のうち空港土木工事を除く全ての工事を対象とする。<u>ただし、発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事は対象外とする。</u></p> <p>なお、港湾工事・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）及び海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「島根県週休2日工事試行要領（土木部編）」を適用するものとする。</p> <p>第4条 <略></p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」又は「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2～4 <略></p> <p><u>5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができ、なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</u></p> <p><u>6</u> その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）」により行うものとする。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>第6条 <略></p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数 <u>1.04</u> を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(2) 機械経費（賃料） 積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数 <u>1.02</u> を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(3) ～ (4) <略></p> <p>(5) 市場単価 <u>港湾工事・漁港漁場関係工事の市場単価においては、施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた資料1に示す補正係数（資料1参照）を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</u> 港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、<u>土木工事標準単価においては補正の対象外とする。資料2に示す現場閉所月単位の補正係数を乗じるものとするが、受注者との協議により週休2日交代制工事とした場合には、資料2に示す交代制月単位の補正係数を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</u></p> <p>(6) <略></p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。 (施行期日) この要領は、令和6年4月1日から施行する。 (施行期日) この要領は、令和6年6月1日から<u>施行</u>する。 <u>(施行期日)</u> <u>この要領は、令和6年10月1日から施行する。</u></p> <p>(適用) この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>	<p>第6条 <略></p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数 <u>1.05</u> を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(2) 機械経費（賃料） 積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数 <u>1.04</u> を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(3) ～ (4) <略></p> <p>(5) 市場単価 <u>(追記) 施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた(追記)補正係数(資料1参照)を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</u></p> <p><u>なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、(追記)標準単価(追記)は補正の対象外とする。(追記)</u></p> <p>(6) <略></p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。 (施行期日) この要領は、令和6年4月1日から施行する (施行期日) この要領は、令和6年6月1日から<u>施工</u>する。 <u>(追記)</u></p> <p>(適用) この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、<u>対象期間において、「4週8休以上」の工事のことをいう。</u>なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。</p> <p>(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p> <p>(3) 「現場閉所」とは、<u>巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、</u>1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。<u>ただし、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は「現場閉所」として扱う。</u><u>また現場閉所には、</u>降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日<u>についても含むもの「現場閉所」とする。</u>なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。<u>また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。</u></p> <p>2 実施方法</p> <p>(1)～(3) <略></p> <p><u>(4) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。</u><u>なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</u></p> <p>3 実施報告 <略></p> <p>4 工事費の積算及び設計変更</p> <p>発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数<u>1.04</u>を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(2) 機械経費（賃料）</p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、<u>(追記)</u>「4週8休以上」の工事のことをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。</p> <p>(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p> <p>(3) 「現場閉所」とは、<u>巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、</u>1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。<u>(追記)</u></p> <p><u>(追記) 現場閉所には、</u>降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日<u>(追記)も含むものとする。</u>なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。<u>また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。</u></p> <p>2 実施方法</p> <p>(1)～(3) <略></p> <p><u>(4) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。</u><u>なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。</u></p> <p>3 実施報告 <略></p> <p>4 工事費の積算及び設計変更</p> <p>発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数<u>1.05</u>を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(2) 機械経費（賃料）</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数 <u>1.02</u> を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(3) ~ (4) <略></p> <p>(5) 市場単価 <u>港湾工事・漁港漁場関係工事施工規模等補正後の市場単価においては、資料1に示す工種毎に定めた補正係数（資料1参照）を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</u> <u>港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、土木工事標準単価においては補正の対象外とする。資料2に示す現場閉所月単位の補正係数を乗じるものとするが、受注者との協議により週休2日交代制工事とした場合には、資料2に示す交代制月単位の補正係数を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</u></p> <p>(6) 施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。</p> <p>5 履行証明書 <略></p> <p>6 提出書類の虚偽 <略></p> <p>《参考》 本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html</p>	<p>積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数 <u>1.04</u> を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(3) ~ (4) <略></p> <p>(5) 市場単価 <u>（追記）施工規模等補正後の市場単価に（追記）工種毎に定めた補正係数（資料1参照）を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</u> <u>なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、（追記）標準単価（追記）は補正の対象外とする。（追記）</u></p> <p>(6) 施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。</p> <p>5 履行証明書 <略></p> <p>6 提出書類の虚偽 <略></p> <p>《参考》 本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html</p>